

ハートケア 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ソトエ（以下、「事業者」という。）が開設するハートケア（以下、「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び介護予防通所サービスの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護職員、介護職員（以下「従業者」という。）が、当該事業所において利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（以下、「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 地域密着型通所介護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。介護予防通所サービスの提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、東三河広域連合、市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、他の居宅（介護予防）サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ハートケア
- (2) 所在地 豊橋市中野町字野中 25 番地 1 (102 号室 103 号室)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1 名以上
生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、地域包括ケアセンター等との連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 1 単位目 1 名以上 2 単位目 1 名以上
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (4) 介護職員 1 単位目 1 名以上 2 単位目 1 名以上
介護職員は、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1 単位目 1 名以上 2 単位目 1 名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。
- (6) 管理栄養士 1 単位目 1 名以上 2 単位目 1 名以上
管理栄養士は、利用者の栄養管理、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)及びお盆(8月13日から8月15日まで)を除く。
- (2) 営業時間 9時から16時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位目 9時から12時30分までとする。
2単位目 13時から16時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

- 1単位目 15名
- 2単位目 15名

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康状態の確認
- (4) 送迎
- (5) 日常生活における相談及び助言
- (6) その他日常生活上の援助

(利用料等)

第8条 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額もしくは東三河広域連合が定める額とし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事代 600円(おやつ代含む)
- (2) おむつ代 1枚 130円
- (3) 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円徴収する。
- (4) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、豊橋市とする。

(地域密着型通所介護等の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出るものとする。
- (2) 共用の施設・設備は、従業者の指示に従い、他の利用者の迷惑にならないよう利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、地域密着型通所介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、東三河広域連合等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業者は、提供した地域密着型通所介護等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業者は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ソエと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。